

北海道大学大学院文学研究院

教育・研究指導におけるハラスメント行動防止指針概要

*このたび北海道大学文学研究院では、ハラスメントのない快適な研究教育環境を維持するために、「北海道大学大学院文学研究院 教育・研究指導におけるハラスメント行動防止指針」を制定しました。本指針は学生の人格を常に尊重し、その尊厳を損なうような行動を行わないことを基本原則とするもので、以下のような内容を含んでいます。

○個別指導の際には、学生の人格とプライバシーを尊重した指導・助言を行う。学生を不快にさせる言動を行わないよう留意する。また、学生との身体的接触を避ける。

○修学・教育上の権利の侵害や研究成果の奪取を行わない。

○給与や謝金に関する不正行為やその事実の守秘を強要しない。

○個人研究室等における指導では、指導の状況や形態（できるだけ研究室のドアを開ける、不必要的身体的接触を避ける）、時間帯（原則として深夜・早朝・休日を避ける）等について配慮する。

○授業の際には、個人の特徴・経歴・出身（民族的出自等を含む）・性的指向等について差別的な発言をしない。

○学生への指導は基本的に学内で実施するものとする。学外での指導が必要な際も過度に親密な関係にならないように留意する。

○メール・電話を指導・連絡に用いる際に一定の配慮をするよう留意する（メールやLINE等により、頻繁に学生へ連絡をとったりしない、緊急の場合や必要な場合を除いて学生に電話をかけない）。SNS や各種ソーシャルメディアの使用に関しても、学生の個人情報に配慮し、学生に不快感を与えるような使用を行わない。

○セクシュアル・ハラスメントは男性から女性のみならず、女性から男性、同性間でも生じうることに留意して、日々の業務にあたる。

●本指針は、教員の学生に対するハラスメント行動を防止することを目的として制定した

ものです。しかし、ハラスメント行動は教員間、教員から職員、職員から学生、職員間、学生間、職員から教員、学生から教職員に対しても生じうるもので、本研究院所属の教員は「国立大学法人北海道大学におけるハラスメントの防止に関するガイドライン」を踏まえ、これらのハラスメント行動の防止にも務めます。